2022年度メキシコ税制改正の概要（第6回） - 合併・分割

KPMG in Mexico

本ニューズレターでは、2022年度税制改正（2021年11月12日連邦政府官報公布）のうち、合併または分割にかかる改正の概要について解説します。今回の改正により、合併または分割の適格の要件および手続がより厳格化されます。

目次

1. 合併・分割の適格の要件
2. 合併・分割の改正点
3. 事業上の理由について
4. 当該改正の論点

1. 合併・分割の適格の要件

(1) 合併の適格の要件

合併に際し、以下の要件を満たす場合には、適格（非課税）とみなされます。

a) 連邦税法典（CFF）に準拠した合併の通知を、SAT（メキシコ税務当局）に対して行う。

b) 合併存続会社は、合併の効力が生じた日から少なくとも1年間は、合併前に合併消滅会社が行っていた活動を引き続き行う。

c) 合併存続会社は、合併消滅会社に係る合併事業年度の確定申告および情報申告を行う。

上記b)に関して、以下の要件が満たされる場合には適用されません。

1. 合併消滅会社の合併前の事業年度の主たる事業活動による収入が、合併存続会社の行う事業と同一の事業活動において使用されるリース資産からの収入によるものである場合。
2. 合併前の事業年度において、合併消滅会社がその収入の50%を超える額を合併存続会社から得ている場合、あるいは合併存続会社がその収入の50%を超える額を合併消滅会社から得ている場合。

© 2022 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

なお、当該要件は、合併存続会社が合併の効力発生日から1年未満で清算される場合には適用されません。

(2) 分割の適格の要件

分割に際し、以下の要件を満たす場合には、適格（非課税）とみなされます。

a) 分割会社の議決権のある株式の51%以上を所有する株主は、分割が行われる直前の年から起算して3年間同一である。

b) 分割により会社が消滅（解散）する場合、当該分割会社は、税法に定める条件に基づき、分割の対象年度の確定申告および情報申告を提出する義務を負う会社を指定する。当該指定は、分割の決議が行われる臨時総会において行う。

2. 合併・分割の改正点

(1) 事業上の理由

今回の改正により、新たに上記の適格の要件に加え、「事業上の理由があること」が求められます。税務当局が合併または分割取引に事業上の理由がないと判断した場合、当該合併または分割取引は譲渡取引とみなされ、税務上非適格合併または非適格分割として取り扱われることになります。すなわち、課税取引とみなされます。

(2) 事業上の理由に関する審査対象期間

上記の事業上の理由に関連し、税務当局による、その審査対象期間が新たに規定されます。事業上の理由の有無に関する当局の判断は、取引日から過去5年間及び将来5年間の期間を対象に行われることになります。

(3) Dictamenの提出

合併または分割前の財務諸表及び合併または分割後の財務諸表に対して、公認会計士による意見書（Dictamen）の提出が必要となります。

3. 事業上の理由について

「経済的な便益」と「税務上の便益」を定量化し比較することで、経済的な便益のほうが低い場合には、税務当局は事業上の理由がないと主張することができると定められています。

ここでいう経済的な便益とは、当該取引を行うことで収益の獲得、費用の削減、商品価値の増価、市場での優位性の向上、などが認められる場合を指し、税務上の便益とは、同様の取引から生じる税金の減額、免除、または一時的な繰延をいいます。

当該経済的な便益を定量化するにあたり、取引に関する最新の情報を考慮しなければならず、また、裏付けがあり合理的な範囲で将来の経済的な便益も考慮する必要があります。

© 2022 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

4. 当該改正の論点

当該改正にもあるように、最近の税制改正では事業上の理由、合理性を求める傾向があります。事業上の理由に関しては、前述のとおり、経済的な便益を定量化し、それが税務上の便益よりも下回ると当局が判断する場合に事業上の理由がないと主張することができる、と規定されています。そのため組織再編等の通例ではない取引を行う場合には、当該便益の数値比較などの文書を準備し、事業上の理由の裏付けに対応していく必要があります。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典（yasunorihigashino@kpmg.com.mx）

大野 博之（hiroyukiohno@kpmg.com.mx）

井上 和俊（kazutoshiinoue@kpmg.com.mx）

ケレタロ事務所

宮本 諭（satoshimiyamoto1@kpmg.com.mx）

レオン事務所

宮地 剛大（takahiro.miyachi@jp.kpmg.com）

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2022 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.